

鹿児島市小規模校入学特別認可実施要綱

(目的)

第 1 条 豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者及び児童生徒に、一定の条件を付し、特別に入学（転学）を認めると同時に、学校及び地域の活性化を図る。

(事業実施校の指定)

第 2 条 学校及び地域から本制度の指定要望が出された場合、学校規模や本制度の導入に対する学校を含めた地域の意欲等を総合的に判断し、教育委員会が指定する。

(許可の条件)

第 3 条 許可の条件は、第 1 条の目的に従い、真に小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいという場合に限定し、保護者が入学（転学）を希望する場合は、前述の趣旨を十分理解したうえで、教育委員会の指定する学校に限り許可する。

2 通学については、保護者の責任において概ね 1 時間以内で、始業時までに登校が可能な児童生徒とする。

(指定学校変更の手続)

第 4 条 本制度による指定学校変更の手続は、鹿児島市指定学校変更事務取扱要領に基づき行う。

(指定校)

第 5 条 本制度による指定校は別表のとおりとする。

2 本制度の指定を受けている小学校と校区を同じくする中学校が本制度の指定を受けていない場合でも、当該小学校に児童が概ね 1 年以上継続して通学している場合、当該児童に限り当該中学校への入学を許可する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 18 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日以降在学している児童生徒に適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日以降在学している児童生徒に適用する。

別表（第5条関係）

指 定 学 校 名	所 在 地
鹿児島市立宮小学校	鹿児島市宮之浦町1953番地
鹿児島市立本城小学校	鹿児島市本城町1705番地
鹿児島市立花尾小学校	鹿児島市花尾町170番地
鹿児島市立犬迫小学校	鹿児島市犬迫町5745番地
鹿児島市立皆与志小学校	鹿児島市皆与志町4307番地
鹿児島市立東桜島小学校	鹿児島市東桜島町17番地
鹿児島市立黒神小学校	鹿児島市黒神町2561番地
鹿児島市立桜峰小学校	鹿児島市桜島松浦町355番地
鹿児島市立東昌小学校	鹿児島市直木町4307番地1
鹿児島市立平川小学校	鹿児島市平川町3795番地
鹿児島市立錫山小学校	鹿児島市下福元町9856番地
鹿児島市立一倉小学校	鹿児島市喜入一倉町5335番地
鹿児島市立前之浜小学校	鹿児島市喜入前之浜町7036番地
鹿児島市立生見小学校	鹿児島市喜入生見町1365番地
鹿児島市立吉田北中学校	鹿児島市西佐多町269番地
鹿児島市立河頭中学校	鹿児島市犬迫町1168番地
鹿児島市立東桜島中学校	鹿児島市東桜島町810番地
鹿児島市立黒神中学校	鹿児島市黒神町647番地
鹿児島市立錫山中学校	鹿児島市下福元町9856番地